

鳥志広 第 165 号
平成 22 年 2 月 24 日

鳥羽志勢広域連合監査委員 清水久行 様

鳥羽志勢広域連合監査委員 山際 優 様

鳥羽志勢広域連合
連合長 大 口 秀 和

勧告に基づく措置について（通知）

地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、平成 22 年 1 月 22 日付け鳥志広監第 3 号で勧告のあった下記事項について、次のとおり措置したので通知します。

記

勧告事項

平成 20 年度に白木町内会に支出した振興事業費のうち、規則第 6 条に該当するものについて交付の決定を取り消し、規則第 7 条による返還を請求せよ。

措置内容

平成 20 年度に鳥羽志勢広域連合が白木町内会に支出した 500 万円のうち、振興費等交付規則第 6 条に一部該当する支出があると確認したので、同規則第 7 条に基づき振興事業費の一部である 1,161,671 円を平成 22 年 3 月 31 日を返還期限とし返還請求をいたします。